

保安規程変更届出書

東北電原運第18号

2023年3月1日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2023年2月21日

以上

変 更 内 容

- (1) 原子力規制委員会設置法の一部施行（新規制基準の施行）等に係る「女川原子力発電所原子炉施設保安規定」の変更に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕変更前後表の変更後欄のとおり変更する。

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕変更前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 変更前後表

変更前	変更後	変更理由
<p>原－6</p> <p>保安規程</p> <p>電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p>2021年 6月 21日</p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>原－6</p> <p>保安規程</p> <p>電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p>2023年 2月 21日</p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>変更に伴う日付の修正</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 変更前後表

変更前	変更後	変更理由
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、2021年7月1日より施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、女川原子力発電所原子炉施設保安規定(第58次)の施行日に合わせて施行する。</p>	<p>変更に伴う附則(施行期日)を記載</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕変更前後表

変更前	変更後	変更理由
<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） 〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通〕</p> <p>その2 【女川原子力発電所】</p> <p>(注1) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において，当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合，その個所を除く。 (注2) 所管業務に基づき行う緊急時の措置，保安教育ならびに記録および報告は関係する組織に共通</p>	<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） 〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通〕</p> <p>その2 【女川原子力発電所】</p> <p>(注1) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において，当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合，その個所を除く。 (注2) 所管業務に基づき行う緊急時の措置，保安教育ならびに記録および報告は関係する組織に共通</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部施行（新規基準の施行）等に係る「女川原子力発電所原子炉施設保安規定」の変更内容の反映</p>

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 原子力規制委員会設置法の一部施行（新規制基準の施行）等に係る「女川原子力発電所原子炉施設保安規定」の変更により，防災グループの業務分掌に変更が生じたため。